

Q&A（よくあるご質問と回答）
中小企業海外展開支援事業～普及・実証事業～

項目	No.	Q	A
本事業全般について			
全体	1	対象国が複数、製品が複数ある場合はどのようにすれば良いか？	対象国は、原則1か国です。複数の製品の活用は可能です。
全体	2	次回の公示はいつになるのか？	秋を予定しています。
全体	3	前回の倍率を知りたい。	約3～5倍でした。
全体	4	バングラデシュが対象外となった理由を知りたい。	昨年発生した大規模なテロ事件後、状況が大幅に改善されておらず、現地において行動制限、受入人数の制限を行っている現状を鑑み、外務省とも協議した結果、今回は募集対象外となりました。
全体	5	カウンターパートに説明する上で、英語の説明資料はあるのか？	英語の資料はHP上に掲載しています。 https://www.jica.go.jp/sme_support/ku57pq00001jx2a1-att/a1461138296391.pdf
全体	6	提案企業はメーカーでなくても応募は可能か？	提案いただくのは製品だけでなく、技術、サービスも含まれるため、応募可能です。
全体	7	企画書のページ数は表紙を含めて15ページ以内ということなのか？	表紙は含みません。
全体	8	実証実験等で当社の製品を使用した際、その試験データなどの情報開示がウェブなどで公開されるのか？情報の開示レベルがどの程度なのか事前にわかる範囲で確認したい。	事業を通して得られた試験データ等は、原則業務完了報告書に記載いただき、当機構のWebページ等で公開されます。但し、非公表としたい機密情報等があれば、JICA担当者と協議のうえ一部情報を非公開とすることも可能です。
全体	9	実証実験等で当社の製品を使用した際、その試験データなどの情報開示がウェブなどで公開されるのか？情報の開示レベルがどの程度なのか事前にわかる範囲で確認したい。	事業を通して得られた試験データ等は、原則業務完了報告書に記載いただき、当機構のWebページ等で公開されます。但し、非公表としたい機密情報等があれば、JICA担当者と協議のうえ一部情報を非公開とすることも可能です。

資格要件・提案要件			
応募関連	10	以前に普及・実証事業を実施したが、同種の事業を違う国で応募することは可能か。	対象国が異なる場合は、同種の事業も応募可能です。
調査期間	11	普及・実証期間が1年未満とした場合、評価へどのような影響が生じるのか。	一年未満でも応募は可能ですが、短期間で普及・実証活動が適切かつ十分に実行できるのかを確認させていただきます。
提出書類	12	納税証明書は直近の事業年度を提出すればいいのか？	直近の事業年度のものをご提出ください。

事業実施国・事業実施国政府関係機関関連			
事業実施国政府関係機関	13	市や地方自治体は事業実施国の相手側機関とすることは可能か？	可能です。公的機関もしくは公的機関に準ずる機関(例：国営企業、国立病院、国立大学・研究機関、地方自治体等)に限定しております。ただし、国営企業の場合でも、民営化されることが決まっている場合は、対象外とする場合があります。

事業内容			
本邦受入活動	14	将来ビジネスパートナーとして想定している企業の社員を日本に呼んで研修を受ける場合、外部人材という扱いは可能か？それとも現地雇用となるか？	本邦受入れ活動の対象は先方政府機関なので、ビジネスパートナー（民間の人）を日本に呼ぶことは原則対象外となります。但し先方政府が推薦する人は可の場合もあります。外部人材を研修を目的として日本に呼ぶことはできません。

契約・支払関連			
全体	15	採択から契約締結までの実績での最短期間と平均期間はどの程度か？	採択から契約締結まで最短で3ヶ月程度の案件もありますが、普及・実証事業では、事業実施国政府関係機関とMMの交渉・締結が義務付けられているので案件によって大きく異なり、6ヶ月以上かかるケースもあります。

見積り関連			
見積り	16	事業上の都合により、資機材を海上輸送ではなく航空輸送とすることは可能か？	採択後の契約交渉にてその妥当性を確認します。
見積り	17	契約締結後すぐに現地実証を始めるべく、資材の一部を自己負担で現地に送り、事業で活用することは可能か？	本事業は委託事業になりますので、事業費内で完結する事業計画を策定ください。
見積り	18	航空賃が、時期により経路次第で金額が変動するため、経路として、特定の都市経由ではなく、特定の国経由で指定をすることは可能か？（例：南米への経路として、ヒューストン経由、ではなく、米国経由、とすることなど）	採択後の契約交渉にてその妥当性を確認します。
見積り	19	ビジネスクラスに搭乗できる業務従事者について、事業上限額の制約上、提案段階の見積もりにおいて、プレミアムエコノミークラスで経費を計上し、当該金額をベースに、契約上ではビジネスクラス利用とし、業務においてプレミアムエコノミーを利用することは可能か？	企画書提出時の見積金額を上限として、契約交渉にてその妥当性を確認します。ビジネスクラスで契約し、業務においてプレミアムエコノミーを利用することは可能です。

見積り	20	ビジネスクラスに搭乗できる業務従事者について、契約上でもビジネスクラス利用としたものの、航空賃の変動によってビジネスクラスのチケット代が高くなった場合に、予算内である限り、プレミアムエコノミーに搭乗することは可能か？	可能です。その際は事前にJICA担当者にご相談ください。
見積り	21	企画書1ページ目（表紙）の「※いずれかを選択し○で囲んでください。」はどこを囲めばよいのか？	誤記入です。無視してください。なお、企画書2ページ目の「1億円」、「1億5,000万円」、「連携案件」の項はいずれかご希望のコースを○で囲んでください。
見積り	22	資機材について、現地における火災消火実験を予定している。実験地に設置する仮設材は燃焼や類焼することが予見されるため実験後資産譲渡することが困難である。この場合、消費財としての扱いでよいのか？	本仮設材が提案製品・技術とどの程度関連があるのかなどにより、計上可否が決まりますので、採択後の契約交渉にて確認致します。
見積り	23	提案製品は産官学で開発してきた経緯があり、今回の事業では、地方自治体職員、大学からの参加を検討している。団体種別Bとしての参画を要請する場合その他原価は75%を上限とし、それ以下で契約しても支障は生じないか？（基本的には日当・宿泊費のみの計上を予定しており人件費は発生しない予定のためその他原価、一般管理費等は生じない予定である。）	当該地方自治体職員、大学の参加者の了解が得られれば募集要項に提示する標準月額を上限として直接人件費を計上いただくことは可能です。但し、自治体によっては規定により受け取れない場合があるのでご確認いただいたうえで、計上してください。
見積り	24	外部人材を予定しているコンサルタントは実証を行う現地国に法人を設置している。現地法人を活用する部分は、現地再委託として取り扱いたい支障があれば伺いたい。	外部人材として備上したコンサルタントは外部人材費で本事業に関わる全ての活動を計上してください。それとは別に現地法人を活用する場合には現地活動費を活用することが可能ですが、計上の可否は採択後の契約交渉にて確認します。
見積り	25	普及・実証事業の現地再委託で計上できる範囲を知りたい。	詳細を確認する必要があるため、契約交渉にて確認させていただきます。
計上可否	26	対象技術・設備を公共分野で普及させる（公共事業で採用していただく）には政府系研究機関からの認定を受ける必要がある。この認定を受けるために必要な申請費用を事業費（再委託費等）で計上することは可能か。	本費用が提案事業の目的と成果に照らして必要であることが認められれば計上できる場合もあります。採択後の契約交渉にて別途ご相談ください。
計上可否	27	現地で消耗するものは、消耗品として計上できるのか？	基礎調査及び案件化調査では、消耗品費は計上できません。普及・実証事業で、実証活動等に関する消耗品費（機材製造・購入費）の計上が可能です。契約交渉にてその妥当性を確認します。
計上可否	28	インドネシアでの普及・実証事業で、インフラ関連の製造、施工を想定している。日本で研修を受けたインドネシア人の活用を検討しているが、派遣会社に人材の紹介を依頼して、現地傭人費として計上することは可能か？	現地傭人費は通常、通訳等を想定しています。高度な技術を持った人材を活用する場合は外部人材として団員に含むことが可能です。派遣会社から紹介を受ける場合は競争見積を取る必要があります。
計上可否	29	契約までにMMを結ぶことになっており、事前調整に係る渡航費等の経費は計上できないか？	計上不可です。
計上可否	30	質の高いインフラ輸出に関連し、検討している機材が数億～十数億円かかる。加えて、普及ができたとしても機材は日本に持ち帰ることを想定している場合、上限金額が1億円または1.5億円の中でどのように提案したらよいか？損料等での機材費計上は可能か？	機材損料を「機材製造・購入費等」購入費として計上できます。